

平成24年1月31日裁決

## 主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定による遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 厚年法による老齢厚生年金の受給権者(以下「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B(以下「利害関係人」という。)がいた。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「戸籍上の妻がいるため。」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その不服とする理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

### 第3 問題点

- 1 受給権者が死亡した場合において、その死亡当時その者によって生計を維持したその者の配偶者(婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者)を含む(厚年法第3条第2項。以下、婚姻はしていないが事実上婚姻関係にある妻と同様の関係にある者を「内縁の妻」という。))に遺族厚生年金が支給される(厚年法第58条第1

項及び第59条第1項)が、受給権者に戸籍上届出のある妻のほか内縁の妻がある場合(以下、内縁の妻の側から見たこのような関係を「重婚の内縁関係」という。)については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、当該内縁の妻は、受給権者によって生計を維持していた事実のほかに、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族年金を受給することができる配偶者に当たるものとされている(「事実婚関係の認定について」(昭和55年5月16日庁保発第15号社会保険庁保険部長通知)。

- 2 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻である利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということ、亡Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたと認められる場合には、請求人は亡Aによって生計維持をしていたといえるか、否かである。

### 第4 当審査会の判断

- 1 重婚の内縁関係が認められる場合において、法律上の婚姻関係にある妻が、夫と事実上婚姻関係を解消することを合意した上、長期間別居し、夫から妻に対して経済的給付がなされているとしても、それが事実上の離婚給付としての性格を有するものと認められ、夫としては、別居以後は共同生活を伴う婚姻関係を維持しようとする意思を放棄したと認められること等の事実が認められる場合には、その婚姻関係は実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して、一方では、夫が他の女性と事実上の婚姻関係にある場合には、当該夫と妻が事実上の離婚状態にあったといえるから、当該妻は厚年法第59条第1項の配偶者には当たらないと解するのが相当であり(最高裁判所昭和54年(行ツ)第109号同58年

4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270頁参照)、上記にいう事実上の離婚状態とは、夫と重婚の内縁関係にある者との関係が密接であるために反射的に戸籍上の妻との関係が疎遠になっている状態をいうのではなく、夫と戸籍上の妻との間に婚姻関係を解消することについての合意があり、経済的給付も事実上の離婚給付としての性格を有するものであることなど、双方の積極的な意思が合致して事実上の離婚状態を作り上げているということではなければならないというべきである。

2 これを本件についてみるに、一件記録により当審査会の認定する事實は、次のとおりである。

(1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日、C、D夫妻の長男として出生し、昭和〇年〇月〇日、E、F夫妻の長女である利害関係人と婚姻し、3人の男子をもうけた。

(2) 亡Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇市〇〇町〇〇〇〇一〇独立行政法人国立病院機構〇〇病院にて、前立腺癌のため死亡した。

(3) 亡Aの登録住所地は、〇〇郡〇〇〇町(平成〇年〇月〇日〇〇町及び〇〇村と合併して、〇〇〇〇町となる。)〇〇〇〇〇番地〇(平成〇年〇月〇日届出)であったが、その後転居し、現在の同郡〇〇〇〇町〇〇〇〇〇番地(平成〇年〇月〇日届出)に登録住所地を変更した。

(4) 利害関係人の登録住所地は、〇〇郡〇〇〇町〇〇〇〇〇番地〇(平成〇年〇月〇日届出)であったが、その後、〇〇市〇〇〇〇〇番地〇(平成〇年〇月〇日届出)に変更し、その後も、〇〇郡〇〇〇町〇〇〇〇〇番地1〇〇〇〇〇〇〇〇〇号(平成〇〇年〇〇月〇日届出)、同郡同町後閑〇〇〇番地1(平成〇年〇月〇日届出)、〇〇市〇〇〇〇〇番地〇(平成〇年〇月〇日届出)と登録住所地を変更した。亡Aの死亡当時、利害関係人と亡Aの

登録住所地は、同一ではない。

(5) 請求人は、昭和〇年〇月〇日、G、Hの夫妻の六女として出生し、その後請求人は、昭和〇年〇月〇日、子I(以下「I」という。)を産んだが、Iは、同年〇月〇日、亡Aによって認知された。

(6) 請求人は、〇〇市〇〇〇〇番地の〇から、昭和〇年〇月〇〇日に登録住所地在現在の〇〇〇〇〇〇町〇〇〇〇〇番地に変更した。亡Aの死亡当時、請求人と亡Aの登録住所地は、同一である。

(7) 平成〇年〇月〇日付で、日本年金機構(以下「機構」という。)事務センターが、利害関係人に対して行った「遺族年金請求にかかる調査について(照会)」に係る、同月〇日付の利害関係人の回答、及び機構年金事務所が行った実地調査に係る平成〇年〇月〇日付「実地調査書(重婚)」から、以下の事実を認めることができる。

ア 亡Aと利害関係人との間には、別居後も、亡Aから利害関係人に対し、年1回以上の音信はあった。具体的には、亡Aが数時間顔を出したら帰ったり、一泊したりで、平均週に1~2度は会っていた。利害関係人が、〇〇〇に住んでいたころは、亡Aは車で来て、家族に顔を見せていた。利害関係人が、現在の〇〇〇〇ホーム(老人ホーム)に移ってからは、1度も顔を出さなかった。その頃はA自身が前立腺癌手術により、体調が良くなり、車の長い運転ができなくなった。

イ 音信、訪問は、利害関係人本人又は家族(子供夫婦)宛てにあった。

ウ 利害関係人は、亡Aから年1回以上、直接〇万円とかの現金を受け取っており、利害関係人が老人ホーム入所時に、月〇万ないし〇万円の送金を約束したが、一度も送金されていない。亡A自身の治療費と入院費がかかり子供らが援助もした。

エ 利害関係人と亡Aとの間には、離婚の合意はなかった。

オ 利害関係人と亡Aは、別居生活の解消のための話し合いや努力は行わなかった。昭和〇〇年頃、利害関係人が亡Aに離婚の話をしたが、拒否され、その後離婚の話をしなかった。

カ 亡Aの葬儀は、請求人から、亡Aと利害関係人の二男であるJ（以下「J」という。）に任せられ、Jが喪主（施主）となって行い、費用は亡Aと利害関係人の子どもたちで負担した。

キ 平成〇年〇月〇日、利害関係人が老人ホームに入居してから亡Aが死亡するまで、亡Aからの訪問はなく、音信はJを通してあったのみで、経済的援助はなかった。亡Aからの現金の受領は、平成〇年〇月頃、Jに現金を手渡ししたのを最後として途絶えている。

ク 利害関係人が、〇〇市の老人ホームに入居したのは、扶養者であるJの住所地の近くであったこと、知人の紹介があったことなどが理由であり、費用は入居時からJが全額負担している。

(8) 請求人が提出した7通の生計維持・同一証明書のうち6通は、亡Aと請求人は、昭和〇年〇月から〇〇〇〇〇番地に居住し、夫婦として生活していたことを証明する旨記載されている。

(9) 審理期日において、再審査請求代理人として出席したIは、「亡Aの長男は、自己破産し交流がなく、亡Aの仏壇は、請求人の手元に置かれ、墓も請求人が管理している。」旨陳述した。

(10) 請求人の平成〇年度の所得（平成〇年中の所得）は0円である。

3 以上の事実関係に基づいて、本件の問題点について検討する。

(1) 亡Aと利害関係人との婚姻関係の形骸化について前記認定事実一件記録により認めることのできる事実を併せれば、亡Aは、昭和〇年に請求人の産んだIを認知し、昭和〇年〇月から、

〇〇郡（〇〇〇町・現〇〇〇〇町）〇〇〇〇番地で、請求人及びIと同居を開始している。亡Aは、同年、会社（a社）を長男に譲り、町議会議員となつて、上記の住所で亡Aが営業許可を受けた「b」を運営する請求人と同居し、以後利害関係人とは別居したままである。亡A死亡時において、利害関係人は、扶養者であるJの家の近くの老人ホームに入居し、入居費用も全額Jが負担している。利害関係人が老人ホームに入所する際、亡Aは月〇万円ないし〇万円の送金を約束したが、一度も送金はなされていない。これらの事実から総合的に判断すると、利害関係人は、亡Aに扶養されていたというよりも、亡Aと別居後は、子供達によって扶養され、老人ホームに入所してからは、上記2の(7)の平成〇年〇月〇日付の回答書で、利害関係人自身も「扶養者J」と記載しているように、Jによって扶養されていたと判断することが相当であり、利害関係人と亡Aとの間に夫婦としての共同生活の実体はもとより、相互の協力扶助の関係があったとはいえない。また、長男に譲ったa社の経営がうまくいかず、長男と亡Aが自己破産し、利害関係人の住む家が失われ、利害関係人が一時〇〇県に転居することになったときも、亡Aは、夫として、利害関係人に手をさしのべたとする資料もなく、請求人との同居を続けていたことが窺われることからすれば、亡Aは、別居後は、夫として利害関係人との共同生活を伴う婚姻関係を維持しようとする意思を放棄していると認めることができる。

そうすると、亡Aと利害関係人の婚姻関係は、亡Aの死亡当時既に形骸化し、かつ、その状態が固定化していたものということができる。なお、機構〇〇年金事務所が平成〇年〇月〇日に行った実地調査時点において、利害関係人からの遺族厚生年金の裁定請求はなされていなかったものであるとこ

ろ、保険者代理人は、本件審理期日において、平成〇年〇月時点においても、その裁定請求はない旨の陳述をしている。

- (2) 亡Aと請求人との生計維持関係について亡Aの死亡当時、請求人が同人と生計を同じくしていたこと、及び請求人の年収が850万円未満であったことは、前記2の(10)の事実から明らかである。
- (3) そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。